

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について
(令和2年5月4日開催)

1 委員

- ◎猪口 正孝 東京都医師会 副会長
太田 智之 みずほ総合研究所 経済調査部長
大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長
紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士
濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター教授
(◎は会長)

2 議事

国による緊急事態宣言が令和2年5月31日まで延長されることを踏まえ、都が同年4月7日及び11日から実施している緊急事態措置等を継続することについて

3 審議会の意見等

国による緊急事態宣言が令和2年5月31日まで延長されることを踏まえ、都が同年4月7日及び11日から実施している緊急事態措置等を継続することは適当である。

(猪口会長)

・国が全国を対象に緊急事態宣言の継続を決めた中であって、東京都においては最近4日間の新規PCR陽性患者が一部増加しているように見え、減少の鈍化は確実であり、緊急事態措置の効果が十分に表れているとは言えない状態にある。このまま緊急事態措置が解除されたならば、再び感染爆発の危険にさらされることはほぼ確実で、医療現場においては医療崩壊につながることを考えられる。科学的に感染爆発が起きないと考えられるまで、緊急事態措置の解除はなされるべきではない。すなわち緊急事態措置等を継続することは適と考える。

(太田委員)

・緊急事態措置の発出以降、都民の皆さまのご努力により、爆発的な感染拡大とそれに伴う医療体制の崩壊は回避されている。しかしながら、未だ日々100名前後の新規感染者が判明するなど収束に向けた明確な減少基調が確認できていないこと、そうした中で中等症以上の患者を受け入れる体制が依然として逼迫している状況にあることが理由である。

なお、長期にわたる自粛要請による都民の負担並びに経済活動への影響を踏まえて、緊急事態措置の解除に向けた目安を示すべきとの意見がある。解除の目安を示すことは、都民の理解を得て、外出自粛の実効性を高める点で重要かつ有効と考えるが、同時に解除できるか、否かにのみ注目が集まることを懸念している。

(大曲委員)

・継続に賛成する。

(紙子委員)

・東京都では、3月下旬からの外出自粛要請及び4月7日以降の緊急事態宣言下の措置により外出自粛、施設の営業自粛が進んでいるが、まだ制限を緩和せず感染を抑制することを最優先に注力すべき段階である。次の3観点から、理由を述べる。

疫学的観点からは、新規感染者数における感染経路不明者の割合が高いこと、感染者数に明確な減少傾向が現れていずPCR検査数も少ないこと等から、まだ感染拡大の勢いが鈍化したとの楽観的判断をすべき時期ではない。また、医療崩壊を防ぐ観点からは、東京都では、医療現場の物的人的資源、病床の逼迫がまだ改善していない状況と思われる。

私権制約の観点からは、現行の新型インフルエンザ等特措法による外出自粛、施設の使用制限は罰則を伴わない措置であり、現状の措置等による個人の日常生活・移動や営業、集会の自由への制約は、感染まん延を防止するため、やむを得ない必要最小限のものとなっている。

経済活動の早期復興のためには、いま短期間で感染拡大を収束させることが、もっとも効果的である。企業の廃業・倒産も増え、各種事業者が窮地に立たされているが、緊急事態措置の延長による打撃は、国及び都の経済的施策によって手当てすべきである。都の施策に加えて、国の家賃猶予立法や早期の融資実行、給付金支給等が求められる。

(濱田委員)

・都内の感染者数は減少傾向にあるが、まだ日に100人前後の発生数であり、国の方針に沿って緊急事態宣言措置を継続する必要があると考える。

緊急事態宣言措置のうち感染リスクの低いものから緩和していくことを提案する。まずは、感染防御対策をとった上で公園、図書館、美術館などの使用は解除してもいいと考える。また、休校措置も柔軟に対応することをご検討いただきたい。